

令和6年2月9日

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第1号

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員就業規則(平成19年一宮市病院事業部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休憩時間) 第20条 略 2 略</p>	<p>(休憩時間) 第20条 略 2 略 <u>(勤務間インターバル等)</u> <u>第20条の2 管理者は、次条の規定による勤務及び第31条の規定による勤務に係る勤務時間が年960時間を超えることが見込まれる職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。以下この条において「対象医師」という。)について、勤務の割り振りを作成するに際しては、次の各号に掲げる勤務の継続時間の区分に応じて、当該各号に定める休憩時間(以下この条において「勤務間インターバル」という。)を確保するものとする。ただし、対象医師が第22条に規定する宿日直勤務(以下この項において「宿日直勤務」という。)を勤務の開始から24時間以内に継続9時間行う場合は、この限りではない。</u> <u>(1) 勤務の開始から24時間以内の継続 9時間の休憩時間</u> <u>(2) 勤務の開始から46時間以内の継続(15時間を超える宿日直勤務を含む勤務が予定されている場合) 18時間の休憩時間</u> <u>2 管理者は、対象医師について、勤務間インターバルを確保できなかった場合には、当該勤務間インターバル終了後、当該勤務間インターバル中に労働した日の属する月の翌月の末日までの間のできるだけ早期に、確保で</u></p>

きなかつた勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息时间(以下この条において「代償休息」という。)を確保するものとする。

3 管理者は、対象医師について、やむを得ず継続して15時間を超えることが予定される同一の業務に従事させる場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る勤務が終了してから次の業務に係る勤務が開始するまでの間に、当該業務に係る勤務時間のうち15時間を超える時間に相当する時間の休息时间(以下この条において「特定代償休息」という。)を確保するものとする。

4 管理者は、第1項ただし書に規定する場合において、宿日直勤務中に対象医師を勤務させたときは、当該対象医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に勤務した日の属する月の翌月末日までの間に、当該医師の心身にかかる負担の程度に応じ必要な休息时间を確保するよう配慮するものとする。

5 管理者は、代償休息、特定代償休息及び前項に規定する休息时间(以下この項において「代償休息等」という。)について、次の各号に掲げる方法のいずれかにより確保するものとし、当該代償休息等は、管理者が、対象医師の勤務時間中に随時指定し、又は事前に対象医師の勤務の割り振りに組み込むものとする。ただし、次に掲げる方法以外の方法により、代償休息等が確保される場合は、この限りでない。

(1) 休憩時間の延長又は追加

(2) 勤務間インターバルの延長

6 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、必要限度において勤務間インターバル、代償休息及び特定代償休息の確保を行わないことができる。

(特別休暇)

(特別休暇)

第36条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出

第36条 略

産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(15) 略

(16) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 生理休暇として、生理1回に月 2日の範囲内の期間

(17)～(21) 略

2・3 略

(1)～(15) 略

(16) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 生理休暇として、生理1回につき2日の範囲内の期間

(17)～(21) 略

2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。